

## 令和5年度第2回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】令和6年3月18日（月）午後3時00分～午後4時10分

【場 所】市役所6階大会議室

## 【出席委員】12名

半田結委員〔兵庫大学教育学部教育学科教授〕、金谷公子委員〔姫路日ノ本短期大学非常勤講師〕、睦谷美恵子委員〔赤穂市主任児童委員代表〕、岩崎由美子委員〔赤穂市地域活動連絡協議会会長〕、池田達哉委員〔高雄小学校長〕、亀井祐子委員〔有年幼稚園長〕松本智子委員〔御崎保育所長〕、中川多榮子委員〔社会福祉法人赤穂あおぞら会あおぞら保育園副園長〕、大河敦子委員〔御崎保育所保護者会〕、岩本知佳委員〔赤穂市PTA連合会母親部会〕井上昭彦委員〔連合兵庫西部地域協議会副議長〕

## 【欠席委員】3名

佐藤智子委員〔学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長〕、菊原美緒委員〔公募市民〕、森谷充孝委員〔公募市民〕

## 【事務局】

健康福祉部	松下直樹健康福祉部長 前田光俊子育て支援課長 日笠二三枝保健センター所長 田淵貴博子育て支援課子育て支援係長
教育委員会	高見博之教育次長（管理） 山内陽子教育委員会こども育成課長 中塚真由美教育委員会幼児教育指導担当課長 松本久典教育委員会生涯学習課長 田中豊史教育委員会学校教育課長 田中宏樹教育委員会こども育成課こども育成係長
オブザーバー	N e x t - i 株式会社

## 【次 第】

1. 開会

2. 協議事項

（1）令和6年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画取組目標・概要について

【資料1】

（2）赤穂市子ども家庭センターの設置について

【資料2-1・2-2】

3. その他

4. 閉会

## 1. 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今より令和5年度第2回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、年度末のお忙しいなかご出席いただき、ありがとうございます。

まず始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

皆さまにすでに送付いたしております、会議次第、資料1「令和6年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画取組目標・概要」、資料2-1「こども家庭センターの設置について」、資料2-2「こども家庭センターについて」の4点、それと机の上に置いておりますが、先日実施いたしました、ニーズ調査と生活実態調査の実施状況についてですが、お揃いでしょうか。もしこれらの資料で不足等がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

本日の会議につきましては、佐藤委員、菊原委員、森谷委員が欠席されておりますが、委員14名中11名の皆様にご出席をいただいております。したがって、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数に達していることを報告いたします。

それでは、ここから先の進行につきましては、半田会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

～会長～

改めまして皆様、年度末のお忙しい、しかもこの午後の遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

会議を始める前に、会議の公開、傍聴についてですが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴希望の方が4名ほどいらっしゃるということです。傍聴の方に入室していただきたいと思います。

(傍聴者入場)

## 2. 協議事項

(1) 令和6年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画取組目標・概要について

～会長～

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

まず、(1)の令和6年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画取組目標・概要について、ということで、事務局より説明をお願いします。

～事務局～

それでは、資料1をご覧ください。

それぞれの事業の担当課より順に令和6年度の取組目標、概要についてご説明いたします。

～事務局～

それでは保健センターよりご説明いたします。3ページをお願いいたします。施策「妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実」についてでございます。産後ケア事業については、従来より実施している居宅訪問型に加えまして、令和6年度より新たに医療機関において、短期入所型および通所型を実施しまして、安心して育児ができるよう支援してまいります。また、記載しておりませんが、2ページ施策「健診事業の充実」において、1ヶ月健診を実施し、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制の整備を図ってまいります。以上でございます。

～事務局～

続きまして、こども育成課よりご説明をさせていただきます。こども育成課においては、令和6年度に新たに取り組む事業や、令和5年度と比較して拡充する事業というのは特にはございません。

資料1の12ページ。施策の方向1に「教育・保育サービスの充実」を掲げております。引き続き、公立10幼稚園、公立6保育所において、その運営の充実に努めてまいります。また、あおぞら保育園様、赤穂あけぼの幼稚園様といった認可保育施設はもとより、認可外保育施設とも連携を深め、さらに赤穂市民の方が市外施設の利用を希望する場合、逆に市外の方が赤穂市内の施設を利用希望する場合もあるため、そういった広域利用への対応も適切に行いながら、入所希望状況に応じた受け入れに努めてまいります。教育・保育サービスの充実には、保育士、幼稚園教諭の専門性の向上が重要になります。今ご覧いただきました12ページ、施策番号27、令和6年度取り組み目標・概要欄の上から4つ目の項目のところに、「引き続き、研修会等の開催や、外部研修会への参加を行います。」としております。研修会への参加を引き続き行うとともに、各施設内においても、職員同士で互いの専門性や資質を高め合えるような環境作りに努めてまいります。また、教育保育サービスの充実には、今申し上げた保育士、幼稚園教諭の1人1人の専門性の向上ももちろん重要ですが、まずはその人材の確保に努めなければなりません。次の資料13ページ施策番号31の令和6年度取り組み目標・概要欄の1つ目の項目、上から3行目に、保育士確保対策事業を掲げております。保育士資格、幼稚園教諭免許状を持ちながら、保育現場で実際に職に就いていない人の発掘に努め、実際の就労に繋げる取り組みや、大学などで幼児教育について学んでいる学生や、教育・保育の道に興味を持つ高校生などに、保育士、幼稚園教諭として働くことの魅力を伝えるなどの取り組みを、令和5年度に引き続いて実施し、人材の確保に努めてまいります。こども育成課の説明は以上になります。

～事務局～

それでは、令和6年度の子育て支援課の取り組み概要につきまして、主要な事業についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。16番の各種子育て相談の充実についてです。このあと議事の2で詳細をご説明いたしますが、令和6年4月より、現在、子育て支援課において、子どもやその家庭などの相談支援や児童虐待対応を行っている、子ども家庭総合支援拠点と、保健センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり伴走型の相談支援を行っている、「えるふあルーム」を一体的に運営する、こども家庭センターを設置することとなりました。業務内容は、これまでと同様に

それぞれの業務を行っていきませんが、子育て支援課、保健センターの垣根が無くなり、こども家庭センターとして、同一の組織として運営することとなりますことから、情報共有や連携がより強化され、今まで以上に切れ目のないきめ細やかな支援が可能になるものと考えております。

次に11ページをご覧ください。26番の子育て家庭の経済的負担の軽減についてです。国の「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた、児童手当の拡充でございます。資料には、今現在の児童手当の支給額を掲記しておりますが、令和6年10月分より、これまでの所得制限が撤廃されるとともに、支給対象児童が高校生年代まで対象となり、さらに第3子以降の児童に係る手当が月額3万円に増額されます。また、支給回数が、これまでの年3回から年6回に増えるなど、抜本的に拡充されます。

次に17ページをご覧ください。41番のひとり親家庭の経済的負担の軽減についてです。本市におきましても、離婚の際に養育費についての取決めをしているひとり親世帯の割合は低く、養育費を受けている割合も低い状況にあります。養育費は、子どもの健やかな成長に不可欠な経済的基盤になるものでありますから、養育費が確実に受け取れるよう、公正証書などの公文書を作成するために要する費用、または、保証会社と養育費の支払いが滞った場合の保証契約に要する経費を助成する、養育費履行確保支援事業を令和6年度から新たに実施することとしています。

次に、28ページをお願いします。71番の地域における子育て支援意識の醸成についてです。子育て環境PR事業として、子育て世代の市民から募りました、あこう子育てアンバサダーの皆さんに、子育て支援課の公式Instagramに投稿していただき、市民目線で、赤穂で子育てをする魅力を発信していただいております、引き続き実施してまいりたいと考えております。また、例年好評をいただいております「あこう子育てフェスタ」を令和6年度についても引き続き開催する予定としておりまして、たくさんの子育て世帯にご参加をいただき、親子のふれあいや、子育て世帯間の交流などを通して、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に同じページの、74番の地域における居場所づくりの促進についてです。現在、子どもの居場所づくりとして、子ども食堂や学習支援、それに食材配布と相談支援を行う団体に対して、運営費の一部を補助することとしております。子どもの居場所については、昨今の地域住民の希薄化や少子化によって、子どもの遊びや学び合う機会が減少していること、また、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、家庭における子どもの孤立が懸念されていることから、国においても「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定するなど、ますます緊急性や重要性が増しているところです。そうした子どもの居場所を本市では、一つでも多く、また、子ども食堂を小学校区の一つを目標に令和6年度についても取り組んでまいります。子育て支援課については、以上です。

～事務局～

続きまして、生涯学習課関係の事業につきまして説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。21の「放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実」についてであります。保護者が日中就労等で家庭にいない児童をお預かりするアフタースクールについては、令和6年度におきましても、原小児童は有年小学校で受け入れ、全小学校区で実施しております。

次に22の「放課後子ども教室推進事業」についてであります。放課後子ども教室推進事業については、一斉下校を実施しております赤穂西小、高雄小、有年小、原小の4校において、高学年の児童の授業が終わるまでの時間、引き続き実施してまいります。

次に23の「子育て学習センターの充実」についてであります。子育て学習センターでは、親の子育ての負担感の緩和や仲間作りを支援するため、子どもと保護者の交流の場として、様々な子育てグループによる活動を支援し、子育て相談事業などを行ってまいります。以上で説明を終わります。

～事務局～

続いて、学校教育課関係でございます。主な事業について3点説明いたします。1点目、資料8ページから9ページをご覧ください。17番の「発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実」についてであります。各中学校区ごとに配置しておりますスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの充実を図り、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整を図ってまいります。

2点目、20から21ページをお願いします。51番の「特別支援教育の充実」として、特別支援教育指導補助員を令和5年度より1名増員し、15名を11校に配置を予定しております。また、障害の有無に関わらず、個別最適化されたインクルーシブ教育の構築に向けて、引き続き各学校での指導体制作りにも努めてまいりたいと考えております。

3点目、24ページをお願いします。61番「特色ある学校づくりの推進」についてであります。令和2年度に市内小中学校全15校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールの設置が完了し、地域とともにある学校作りを推進しています。地域ぐるみで子育てをしていく、そういった意識の醸成から、子どもたちが地域と繋がり、ふるさと意識を高められるよう、引き続き学習支援、学習展開、学習計画を実施してまいりたいと考えております。学校教育課からは以上でございます。

～会長～

ありがとうございます。今、それぞれの担当課の方にご説明いただいたことにつきまして、何かご質問ですとか、もう少し詳しく説明してほしいというようなことがございましたら出させていただきますのですけれど、いかがでしょうか。内容につきましても、概要という感じで具体的なところが、やや少ないと思いますので、気になるところなどございましたら出していただければと思います。

私から一つよろしいでしょうか。最後に説明いただきました25ページの学校教育環境の整備に関してですが、赤穂市では幼稚園での3歳児保育が始まりまして、当初、3歳児については勉強しなきゃということで、いろんな研修に行かれたりとかして全市に広まって定着し、次の方たちにもぜひ3歳からみたいな感じになってきたんじゃないかと思っています。25ページの62番に、幼保小連携教育の推進とあり、幼保小の連携ということは、ずいぶん言われてきていますが、保育所と幼稚園の連携ですとか、赤穂市にはこども園っていうのが公立にはありませんので、どうしても保育所、幼稚園みたいな感じになっているとは思うんですけれども、その間の連携っていうのはどんなふうになっているのでしょうか。といいますのも、他市では、こども園が

増えているということで、連携がすごく難しいと聞いています。当然ですが、単に幼稚園に保育園のところを付け加えるとかでは全然駄目で、その自治体のこども園は、新しく概念も含めて、その地域に合ったものを造っていくというような動きがいくつかあって、そういう研修もされているというようなことを耳にしたんですが、赤穂市の場合はどうなのかなというふうに思いました。それぞれ連携されているんだろうとは思いますが、少しその辺りのことをお伺いできればと思います。

～事務局～

幼稚園保育所の連携ということでご質問がありましたのでお答えしたいと思います。幼稚園と保育所の主だった連携は、年3回保幼連携連絡会といって、子どものことについて、幼稚園が迎える子どもについて保育所の先生から事前に情報をいただくとか、逆に保育所の先生が幼稚園に送り出した子どものその後について知りたいというような、情報交換をする会を年3回行っております。

それから、幼稚園の研修会が母体にはなっていますが、幼稚園の先生と保育所の先生が共に学ぶ合同研修会を、令和5年度3回実施しております。2回は、保育内容、教育課程における研修会、もう1回は、特別支援教育に関する研修を行って、共に資質向上といいたいでしょうか、先生の力量を上げていきたいと思いますというような研修を共にしています。

～会長～

ありがとうございました。

～事務局～

先ほど会長の方から、認定こども園というのが赤穂市にはないこと、認定こども園のメリットとデメリットという話が一時期よくあったということについての趣旨のお話がありました。会長もおっしゃったように、本当に地域の実情を考えたときに、自画自賛になってしまいますが、幼稚園はしっかり幼稚園教育を行っている、そして保育所は保育所としての役割を果たしている。その中で先ほど申しましたような連携もしていますし、あと幼稚園の方で預かり保育というのはかなり充実して行っております。教育時間が終わった午後2時から午後6時までの預かり、それから、春休みや夏休みっていう長期の預かりも行っておりますので、幼稚園ではありながら保育所的な役割というのを十分そこで果たしているのではないかと考えております。今このような状態ですので、それを一体化する認定こども園にするというのは、今の段階ではどうなのかなというのが個人的な思いではあります。

それから、認定こども園のメリットとしましては、保護者の就労状況が変わっても子どもが施設を変わらなくてもいいということ、制度ができたときに、すぐうたわれていたと思うんですけど、果たして今まで1号認定として教育だけで使っていた子どもが、親が就労したので2号認定に変わりますって言ったときに、すぐにそこで保育に充てられる人が確保できるのかっていう問題、結局は1号で使っていて、2号に急に変わりたいって言っても、人手が足りなくて駄目なんですってということが起こる恐れはないのかという思いもありまして、今のところは、先ほど施策のところでも申しましたが、公立の10幼稚園と6保育所で、それぞれ運用を充実させていくと

いうことを大切に思っているというところですよ。

～会長～

ありがとうございます。赤穂市は、地域の独自性をすごく尊重されているとは思いますが、先生たちはいかがでしょうか。

～委員～

有年は赤穂市の中でも田舎の方で、ちょっと過疎的な感じで子どもの数も減ってきてるんですが、ありがたいことに原幼稚園、有年保育所さんとトライアルグル3園合同という形で、学期に1回、有年地区の体育館に集まって一緒にわらべうたをしたり、うたを歌ったり、クリスマス会をしたりというイベントを、主任の先生たちがメインになって何をするかっていうことを企画して、ときには地域の人にも参加してもらいながら、一緒に過ごすということもさせていただいています。もちろんさっき言われたように、連携連絡会で、子どもの情報の交換をしたりとか、職員が保育所に子どもの様子を見に行かせてもらったりとか、保育所の先生が見に来てくださったりとか、という交流もよくさせていただいています。

～会長～

ありがとうございます。今後は国の政策で、親の就労等にはとらわれないような保育事業というのが展開されるようで、それもまた何か新しくなるというか出てくるでしょうし、私自身保育者養成の学校におりますので、保育者のなり手というか、それが一番ちょっと頭にきてるところではあります。何かお気づきの点などいかがでしょうか。

～副会長～

前は欠席で大変失礼いたしました。同じようなことが続くんですけど、前回の議事録を読ませていただきましたところ、3歳児のクラスの方が、途中から預かり保育をお願いしたいって言った場合、途中からは入園できないということで、その辺が大変困ってるということが書いてあったんですが、そのあたりについて、今年度は少し充実していくってことは考えておられますか。

～事務局～

令和6年度においても、3歳児で入園して預かり保育を使う方は、令和6年4月時点で就労している方に限らせていただいております。年度の途中からお仕事をする方については受付はさせていない状態です。

～副会長～

そのあたりのところは令和6年度についても同じ状況でということですかね。

～事務局～

そうですね、変更の予定はないですね。

～副会長～

そのあたりが難しいですね。やっぱりその辺りの預かれないっていうところは、やっぱり人員不足も大きな原因になってるんでしょうか。

～事務局～

保育人材の確保が難しいっていうのも、まずはありますが、保育所の方でも3歳児の方の入所というのはありますので、3歳で保育を必要とする方はそちらの選択肢もありますということで考えております。

～副会長～

議事録でしかわからないんですけども、途中から働きたいとなったときに、最初はそのまま幼稚園に預けてお仕事もされないでっていうことだったんですけども、途中から仕事をしたいとなったときに働けない状況にあるっていうようなことが書かれてたので、そのあたりが少し充実できたらいいのかなと思うんですけども。でも保育士が不足っていう場合は安心安全な環境が保たれないですよ、だから途中から預かれないっていうことも、そうだなとは感じてるんですけども、これから先、そのあたりをどうクリアしていくかっていうことを考えていただくのでも大事かなと思いました。

～事務局～

そのことについては私どもも大変重たいというか、認識はしております。

～会長～

よろしく願いいたします。他ございませんでしょうか。

～委員～

アフタースクールのことについて、子どもが1年生になっても働くお母さんが多いので、赤穂小学校もアフタースクールの1年生の方がすごい多いと聞いたのですが、私も知ってるんですけど2部屋あって、どんどんアフタースクールが増え、見込みは今データがないのでわからないんですけども、やっぱり結構増えてると思うんですね。なんか廊下で宿題している子とか、もう本当にすごい子どもが多いので、部屋の確保というか何人に何平米とか何かその辺の決まりとかってあるんですかね。ちょっと見込みがないとわかんないですけど増えるんですかね。1年生の子が入るんで、上の方にちょっとごめんね、みたいな感じの声掛けがあって、でもやっぱりその子ども子どもによって5年生でも6年生でも家にいるのが遠い子とか不安な子とかもいるので、量的なものを、人間的なものを調整してもらって、先生の数とかで多分そういうふうに調整されるのかなとは思いますが、スペースの関係とか、アフターの先生の確保とかその辺はどうお考えでしょうか。



～事務局～

赤穂アフターのことでお話がありましたけれども、確かにおっしゃるように今年度に比べまして、今のところ20名ほど増えると思っております。1児童当たりの必要な面積ってというのは1.65平米と決まりがありまして、それについては一応クリアできているというふうに感じております。ただ赤穂アフターに限らず、年度によってすごく増える年、また大きく減る年がありますので、その辺の見極めが非常に難しく、すぐに部屋を増やすとか、そういったことは非常に難しい部分がございます。人数を見ながら、経常的にずっと上がっていくということであれば当然その辺の整備も必要かと思うんですが、やはり少子化という課題もあり、右肩上がりにずっと上がっていくかということとそれもちよっとなかなか見込みが難しいというところがありますので、そういったところも含めまして、今後は慎重に見極めながら、当然支援員の確保という部分もありますので、そういったことをやっていきたいと考えています。

～委員～

1年生になったら皆さん、経済的な問題とかがあってやっぱり働きたいっていう方が結構多くなってくるんですね。少子化で多分子どもの数は減るのかもしれないんですけど、働かないといけないお母さんも増えてきてはいるので、その辺りのバランス、さっき言われたような見極めが難しいのかなとは思いますが、子どもたちに負担になるようなことがあっては、せっかくアフター行ってるのに、もう1年生が入ってくるから出てみたいなのは、私はちょっと違うかなと思ってしまうので、その辺りの調整は本当に慎重にやっていただけたらなと思います。

～会長～

ありがとうございます。この問題は赤穂だけの話ではなくて、全国あちらこちらでそういう話を聞きます。まさに人口減少時代、子どもが減っている中で、でも年度によって違ったりとか、あるいは、あるアフタースクールのところはすごく人気があるけれどもあるところは、みたいなことも聞いたりしますので、悩ましいこととは思いますが、またこれにもやっぱり人材確保ですね。私の知り合いの元小学校の先生はですね、そろそろ辞めたいんだけど、子どもたちの勢いについていけないんだけど、いくつになっても担い手がなくて、なかなか辞められないというようなことも伺ったりしておりますので、いろんなところで人材発掘協力者を求めていかないといけないかなとは思ったりしております。

他ございませんでしょうか。また後でありましたら最後にお伺いしたいと思いますので、ひとまずこちらで一旦区切らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか？

## (2) 赤穂市子ども家庭センターの設置について

～会長～

続きまして、議事の(2)赤穂市子ども家庭センターの設置について、ということで、事務局より説明をお願いします。

～事務局～

それでは、資料2-1、2-2をお願いいたします。子ども家庭センターの設置についてであ

ります。

1の趣旨・目的についてです。令和6年4月1日から施行されます児童福祉法の改正により、市町村は、従来の、母子保健業務を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉業務を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置することが努力義務とされました。

そのため、本市では、現在保健センターで実施しております、妊娠期から子育て期にわたり伴走型の相談支援を行っている、子育て世代包括支援センター「えるふぁルーム」と、子育て支援課で実施しております、子どもやその家庭などの相談支援や児童虐待対応を行っている、子ども家庭総合支援拠点を組織として一体的に運営することにより、両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ることを目的に、赤穂市こども家庭センターを法施行に合わせて設置することといたしました。

次に、2のこども家庭センターの要件です。

ここに記載しております5つの項目全てを満たさなければ、こども家庭センターと称することができないこととなっております。

①について、赤穂市では、保健センターにある「えるふぁルーム」と子育て支援課にある子ども家庭総合支援拠点は、場所は離れておりますが、保健センターの保健師と子育て支援課のこども家庭支援員が協働・連携を図りながら、一体となって支援を要する世帯に寄り添っていくような運営に努めてまいりたいと考えております。

②について、赤穂市では、この資料の下の職員配置のところに記載しておりますが、子育て支援課長がセンター長を兼務する予定としています。

③について、統括支援員についての説明を、次の頁の7の用語に記載していますが、要は、保健センターの保健師と子育て支援課のこども家庭支援員が、情報共有や連携するための協議などを行うなかで、間に入って調整を図るといったマネジメントを行う役職ということでもあります。イメージ的には資料2-2の2頁目のポンチ絵にありますように、母子保健機能と児童福祉機能の情報共有や連携を図るハブ的な役割とセンター長と両機能の中間管理職的な役割を担うものがあります。

④について、これについては、資料2-2の3頁に、これらの法令を抜粋しておりますが、要約すると、資料2-1の2頁目の6の業務内容となります。

⑤について、本市では、市の内外からでも分かりやすいように「赤穂市こども家庭センター」と称することとしています。

次に、3の開設日です。先ほどご説明しましたとおり、法施行に合わせて、令和6年4月1日に開設することとしております。

次に、4の設置場所については、「えるふぁルーム」については、引き続き保健センター内となりますが、こども家庭センターの主となる設置場所は、子育て支援課とします。

次に、5の職員配置についてです。

先ほどのセンターの要件でご説明いたしました、センター長と統括支援員を配置するとともに、母子保健、児童福祉の両機能を引き続き確保するため、国から示されている配置基準によ

り、1名以上の保健師と、2名以上のこども家庭支援員、その他市長が必要と認める職員を配置いたします。

次に、2頁目の6の業務内容についてです。

①児童及び妊産婦の福祉並びに母子保健の相談等、②実情把握・情報提供、必要な調査・指導等、③保健指導、健康診査等、④関係機関等との総合調整につきましては、これまで子育て支援課と保健センターで行ってきた業務で、引き続きこども家庭センターにおいて実施することとなります。

また、新たな業務として、⑤、⑥が追加されますが、⑤支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成については、下の用語のところで、サポートプランの解説を記載しておりますが、統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、特定妊婦や要支援児童等に対する一体的支援を実施するための計画。作成したサポートプランは原則として支援者本人に交付することになっています。サポートプランを作成することにより、プランに基づき一体的に支援するとともに、支援者本人にサポートプランを見てもらうことで、支援者自身の力で改善を促すといった意味合いがあります。

⑥地域資源の開拓については、資料2-2の1頁のポンチ絵の下のところに、地域資源の事例がありますが、地域資源は一時預かりやショートステイといった児童福祉法に定められた事業だけではなく、子どもの居場所づくりや子ども食堂、地域ボランティアなど、地域の実情にあった場所やグループ、あるいは空間、そういった資源の開拓を想定しています。

こども家庭センターの設置が努力義務になった背景ですが、全国的に核家族化や地域社会の変容などを背景に、子育てに困難を抱える世帯が増加し、乳幼児期、とりわけ未就園児の場合は、子育て家庭が支援につながらずに孤立する傾向にあり、子どもが小学校に入学しても、具体的な支援の手が届かないまま、虐待が深刻化する事例が増加しています。

そのため、虐待の予防には早期の支援が大切で、妊娠期からのサポートや、乳幼児健診で兆候を発見する、親子を孤立させないなどの母子保健部門の役割が非常に重要となってきます。そうしたなか、母子保健部門と児童福祉部門を一体的に運営することにより、早期の支援によって虐待の予防につながるといった効果を期待しています。また、本市においては、業務内容は、これまでと同様にそれぞれの業務を行っていきますが、子育て支援課、保健センターの垣根が無くなり、こども家庭センターとして、同一の組織となりますので、情報共有や連携がより充実しますことから、例えば、妊娠期から「えるふぁルーム」で支援してきたご家庭を、子育て支援課に繋ぐですとか、子育て支援課で支援を要する児童の幼少期の健診記録や相談記録などの情報を保健センターから得るといったことが容易になり、今まで以上に切れ目のないきめ細やかな支援が可能になるものと考えております。

以上で、こども家庭センターの設置についての説明を終わります。

～会長～

ありがとうございます。今ご説明がありました通り、また先ほどの令和6年度の取組目標のところでもお話いただきましたが、子育て支援課と一緒に、それまでは、それぞれのことをやりながらも協力し合ってやってきたのを、一つの組織として垣根なくやっていきますということですが、皆さんいかがでしょうか。これはどうなんでしょうか、ということがございましたら

出していただきたいんですけれども、私のイメージでは、比較的うまくいってきてるんじゃないかなと。もちろん課題はあると思いますけれども、切れ目がない支援というところは比較的うまく行われてきているんじゃないかなと。ただ、そういうのが整備されればされるほど、そこから漏れてしまったり、先ほど未就園児のお話などもございましたけれども、そういうところから漏れてしまったりですとか、そういうケースもあるかと思しますので、お気づきの点ですとかご質問等ございましたら出していただきたいと思います。

～委員～

ご説明ありがとうございました。こども家庭センターという新たな組織ができて、妊婦さん並びに子育てを支援していく中で、途切れないような支援をしていこうと、個別の計画プランを立てて、本人さんにもアドバイスをするという組織ができるのかなと思うんですけれども、職員配置で1番から5番の方がいらっしゃるようですが、具体的にこのセンターができて、センター長は課長さんが兼務される、保健師さんは保健センターの中にいらっしゃいますかね、子ども家庭支援員っていうのは、また別のところの方がいらっしゃるということであれば、新たに増員される人員っていうのは、統括支援員だけというイメージなのか、どんな組織になってるのかがちょっとわからなかったので説明いただければなと思います。

～事務局～

現在のところ組織的には変わらず、統括支援員のほうも今の予定では兼務と考えています。保健師1名以上の配置、これは母子保健機能のえるふあルームに設置している現在も配置しておる職員、子ども家庭支援員も2名以上の配置、これも現在子ども家庭総合支援拠点に配置している職員、これは国の基準に応じて配置しております。こども家庭センターは、現体制で、とりあえず1年はやっていこうということなんですけれども、ただ年々ニーズが複雑化していつているということで、状況に応じましては、例えば社会福祉士ですとか私的には欲しいですし、考えていく必要があるかなと考えておりますけれども、現時点では今の職員配置で一体的に、一緒に困難を抱えてるご家庭に対して対応していこうという考えでございます。

～委員～

わかりました。いろんな情報がその拠点拠点で止まっていたものを、お互いに見ることができるとか、この人過去どうやったのとか、こういう人がおるからまたケアしてね、みたいな連携ができていけばいいのかなと思います。ただ、やってみないと、みたいなお話もあつたんですが、新たなことをやろうとすると、人はそのままですと、別に増員されることがないと、それでうまいこといけばいいんでしょうけど、さっきおっしゃったように、多種多様な相談もあると思いますので、そういうときには、手厚く人材を確保していただきながら進めていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

～会長～

ありがとうございます。今、委員が言われた通りだと思います。先ほど、出来たら現行プラスで、いろいろなニーズが出てくる中でソーシャルワーク的な要素に対応できるような人材もでき

たらなというご意見でしたが、それはもう喫緊に必要なことではないかなと、私も個人的に思ったりしております。

それと、私から言うのもなんですけれども、どうしても1人親家庭ですとか虐待絡みっていうと、母親に注目というか、母親と子どもというような、色合いが強いように思うんですけれども、父親と子どもというケースもないわけではないと思います。前の計画だったかもしれませんが、父親の子育て参加ということで、父親の育休取得を何%に目指すぞというような内容もあったように記憶しています。現状は、母親が子どもを引き取るシングルマザーの方が多いかもかもしれませんが、子育てへの父親の参加っていうのはちょっとこれまた偏った言い方になるかもしれませんが、その辺りも文言として、先ほどの令和6年度の計画に戻るかもしれませんが、いろいろな資源による支援メニューの中にそういったこともあったらなというようなことを思ったりしています。個人的な意見とはなりますが、何か他にございませんでしょうか。

～委員～

サポートプランの作成っていうところと地域資源の開拓っていうところが、新たな部分だと思うんですね。全体的にはこれまで通りっていうことだと思うんですけども、この図の中で質問なんですけど、黄色い地域子育て相談機関っていうところに、密接な連携ってあるんですけど、こっかって一体どういう機関なのかっていうのと、あともう一つその下の訪問家事支援っていうのがあるんですけど、これがどういった支援なのか、現状赤穂市において見たときにそこが一体何をやっていて、現状赤穂市の中で何に当てはまっているのか、というのをご質問させていただきま

～事務局～

まず、下にあります訪問家事支援につきましては、赤穂市につきましては現在実施してなくて、今後検討していこうとしている事業です。これは、生活する上で困難があるご家庭、身の世話とか部屋の掃除とかをされていないようなご家庭に対して、ヘルパーさんなどが入って、家事支援をするような事業です。また、地域子育て相談機関、これにつきましては赤穂市では今のところは実施してない状況なんですけれど、今委員がされている、つながりの場づくり、市に直接相談するのはちょっと敷居が高いというご家庭に対して、地域のそういった資源、そういった相談ができるような場所を指しているのかなと考えています。

～委員～

訪問家事支援って結構重要かなって思うんですね。その対象者というか、このサポートプランを立てなければいけない家庭も、ここの部分、生活を整えていくっていう部分はすごく大事ですよ。環境が整っていないと、なかなか生活の立て直しはできないというのを普段ひしひしと感じるので。結構、神戸とか明石とか、ここの部分をされてるNPOとか、行政とか、委託だったりもするんですけども、何らかの形でこういうことをされて早期発見に繋げるみたいなどころがあるので、ここを検討いただきたいなとすごく思っています。今だったらSSWから行って片付けたり、そういうのが結構多いので。そこをもう少し検討いただきたいなと思います。

～事務局～

これにつきましては、ここ2、3年で検討しなければならないということになってるんですけども、どういうふうに事業実施できるか、そういったところは今後考えていきたいと考えております。

～会長～

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

現行のものをリニューアルしていくということで、走りながらやりながら考えて、新たなことが出てきたら対応していくというふうにならざるを得ないのかもしれないなと思ったりしながら聞いておりました。ぜひ委員の皆様には、いろいろな形でご提案ですとか、こんなのが欲しいというようなことを出していただけたらと思っております。

～委員～

子ども家庭センターに関わってくる年齢制限というようなものは決められているのでしょうか。児童って言ったら18歳までとか、なにかあるんですか。

～事務局～

前回の会議でも申し上げたかと思えますけれども、令和5年4月に、子ども基本法の改正が施行されまして、そのこどもの定義ということで、年齢にとらわれず、成長段階にある方をこどもと定義するというので、幅広い意味での支援と考えております。

～会長～

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では何かございましたらまた最後に伺いたいと思います。

### 3. その他

～会長～

今日は、その他ということで、資料3もございますので、次に移らせていただきたいと思います。その他に関しまして、事務局の方からお願いいたします。

～事務局～

前回の会議でご説明させていただきました、子ども子育て支援事業に関するニーズ調査と、子どもの生活実態調査についてですが、学校園所の先生方を始め、児童生徒や保護者の皆さまに大変なご協力をいただきありがとうございました。現在、無事調査を終え、集計中の状況であります。

内容の結果につきましては、次回の会議でのご報告となりますが、本日は、現時点での回収率について、ご報告させていただきます。調査につきましては、令和6年2月2日から2月16日に実施いたしました。

回収結果につきましては、裏面をお願いいたします。まず、ニーズ調査につきましては、就学前児童の保護者の調査については、前回より、4.5%減の72.6%、小学生の保護者については、前回より、15.4%減の79.8%となっております。また、小中学生児童生徒の回収率につきましては、今回初めての調査となりますが、先生方のご協力のおかげもあり、全体で92%という高い回収率となっております。また、初めてのWEB回答につきましても、一定程度ご利用いただいているといった結果となっております。

次に生活実態調査ですが、保護者につきましては、前回より、14.7%増の68.3%、子どもにつきましては、前回より19.7%増の73.3%となっております。これにつきましては、前回の方法は、親子の回答票を一つの封筒に入れて、郵送していただきたいといった方法でしたが、今回は、調査票に紐づけする番号を入れておりましたので、子どもは子ども、保護者は保護者で、回答することができたことと、紙の回答よりWEB回答をされている方が多いといったことで、前回より回収率が上がったものと考えております。また、今回初めて、高校生に対しての調査を実施しましたが、その回収率が、小学校、中学校より極めて低かったということで、前回と同じ、小学5年生、中学2年生だけで比較しますと、かなり前回より回収率が上がっているといった結果となっております。

～会長～

ありがとうございます。紙とWEBのこの違いに、もうWEBなんだなというのをしみじみ思ったりしております。高校2年生で32%と極めて低いというお話でしたけど、一般のWEBのアンケートは30%でもかなり高い回収率ではないかなと個人的には思っております。これについては、また次回の会議で、内容等協議させてください。まだありますね。お願いいたします。

～事務局～

それでは、こども育成課から、赤穂あけぼの幼稚園さんの利用定員の見直しについてご報告をさせていただきます。本日は赤穂あけぼの幼稚園の佐藤園長が欠席されておりますので、代わってこども育成課から報告することとさせていただきます。このことについては、申し訳ありませんが資料は特に用意しておりませんので、口頭での報告となります。皆様既にご承知のこととは思いますが、赤穂あけぼの幼稚園は幼稚園型認定こども園ですので、1号認定といわれる定期的な保育の必要はなく、教育のみを希望する3歳から小学校就学前の子どもと、それから2号認定、3号認定と言われる保育の必要性の認定を受けた0歳から小学校就学前の子ども両方の方が利用する施設というふうになっております。このうち、赤穂あけぼの幼稚園さんの1号認定児すなわち教育利用を希望している子どもの利用定員をこれまで40人としていたものを、令和6年4月1日から35人と変更する旨、令和5年11月にあけぼの幼稚園から赤穂市宛てに届け出がございました。変更の理由といたしましては、1号認定児が恒常的に利用定員を下回っており、実情に合わせた利用定員へ変更するというものであります。なお、利用定員の変更については、事業者から市町村へ事前に届け出ることとされており、市町村はそれを受けて、都道府県知事に届け出ることとされているため、これにのっとった手続きということになります。赤穂あけぼの幼稚園の利用定員見直しについての説明は以上でございます。

～会長～

ありがとうございます。今の件につきまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今日の議事全体につきまして、もし何か今思いつくようなことがございましたら出していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ないようですので、本日の議事はこれで終了ということになります。今年度最後ギリギリですけれど、皆様のご協力のおかげで、進行させていただいております。ありがとうございます。毎回ご意見をいただいて感謝しております。次年度もまたこのメンバーでまいりますので何卒よろしく願いいたします。それでは事務局にお返しいたします。

～事務局～

半田会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回赤穂市子ども・子育て会議を終了といたします。来年度につきましては、計画策定の年でもありますので、子ども・子育て会議を5回実施する予定としております。実施スケジュールについては検討中ですので、後日ご連絡をさせていただきます。来年度もどうぞ引き続きよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

#### 4. 閉会